

老齢基礎年金の
繰上げについて

平成6年法律改正により昭和16年4月2日(特定消防組合員は、昭和22年4月2日)以後に生まれた方については、退職共済年金の定額部分及び加給年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなりました。
このことにより60歳前半の年金額が従来よりも低額となることから65歳から受け取ることができる老齢基礎年金(国民年金)の「一部」または「全部」を繰上げ、退職共済年金や老齢厚生年金と併給できる制度ができました。詳細については、次のとおりとなります。

繰上げの方法

老齢基礎年金の繰上げの方法として、2通りあります。

◎「一部」繰上げ

対象者	一般組合員	特定消防組合員
繰上げの方法	昭和24年4月1日以前生まれの方	昭和30年4月1日以前生まれの方

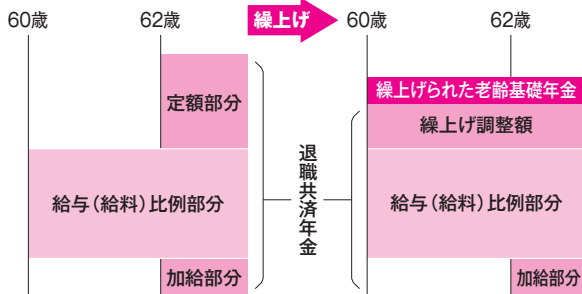
60歳から定額部分の支給開始年齢に達する月までの間に請求ができ、65歳から受ける老齢基礎年金の一部と特例による退職共済年金の額のうち定額部分を同時に繰上げる方法です。

老齢基礎年金の繰上げの概念(一部繰上げ)

<特定消防組合員の場合>

例)昭和25年4月2日生まれ、本来の特別支給開始年齢62歳の場合
この場合、下図の62歳時点で受け取れる退職共済年金の12%(0.5×24 月、加給年金は除く)程度の減額により、60歳から繰上げられた老齢基礎年金と退職共済年金を受け取れる。

ただし、この場合においても、加給年金は62歳からであり、組合員として在職中においては、退職共済年金は原則支給停止となる。

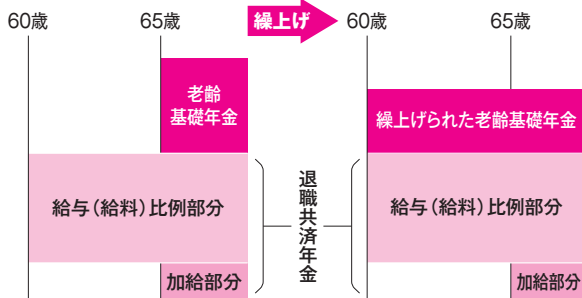


老齢基礎年金の繰上げの概念(全部繰上げ)

<一般組合員の場合>

例)昭和25年4月2日生まれ、本来の特別支給開始年齢65歳の場合
この場合、下図の65歳時点で受け取れる退職共済年金の30%(0.5×60 月、加給年金は除く)程度の減額により、60歳から繰上げられた老齢基礎年金と退職共済年金を受け取れる。

ただし、この場合においても、加給年金は65歳からであり、組合員として在職中においては、退職共済年金は原則支給停止となる。



◎「全部」繰上げ

対象者	一般組合員	特定消防組合員
繰上げの方法	昭和16年4月2日、昭和28年4月1日生まれの方	昭和22年4月2日、昭和34年4月1日生まれの方

60歳から65歳に達する月までの間に請求ができ、65歳から受ける老齢基礎年金の全部を繰上げる方法です。

なお、昭和24年4月2日(特定消防組合員の方は昭和30年4月2日)以降生まれの方は、定額部分の支給がないため、「全部」繰上げのみとなります。

繰上げの老齢基礎年金を受け取る場合の注意点について

「一部」または「全部」繰上げ老齢基礎年金を受け取る場合には、次の点について、ご注意ください。

- 繰上げは、本来の支給開始年齢で受け取ることのできる年金を減額することにより、年金算定します。よって60歳代前半においては有利な金額で受け取ることができませんが、年数を経過すると生涯で受け取る年金額よりも低額となります。
- 繰上げによる年金を一旦受け取ると、後に裁定取り消しはできません。
- 繰上げによる年金は月単位で減額率が変わります(1か月0.5%)。よって、自身の生活設計(再就職等)をよく考え、請求時期を決めてください。

「一部」または「全部」繰上げの請求手続きについて

繰上げを希望される場合は、繰上げを希望する月の前月中に老齢基礎年金の繰上げ請求の手続きを行ってください。その手続きの際に当共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となる場合がありますので、事前に共済組合年金課(TEL0744-29-8266)までお問い合わせください。
なお、繰上げをされた場合には、共済組合年金課へその旨を申し出てくださいますようお願いいたします。

「全部」繰上げの老齢基礎年金の請求先

↓年金事務所(旧社会保険事務所)

「一部」繰上げの老齢基礎年金の請求先

「共済組合のみの者」↓共済組合

「複数の年金制度がある者」↓年金事務所(旧社会保険事務所)